四街道市
いじめ防止基本方針

平成２８年３月

四　街　道　市

（最終改定　令和６年１２月）

目　　次

はじめに　1

１　いじめ防止等の対策に関する基本理念　2

２　いじめの定義　2

３　四街道市における取組
いじめ防止等への組織的対策について　5
市が実施すべき基本的事項について　5
いじめの未然防止について　6
いじめの早期発見・相談について　6
いじめを認知した場合の対応・指導について　7
点検・評価・公表について　8

４　市立学校における取組
「学校いじめ防止基本方針」について　9
いじめ防止等の対策のための組織について　9
いじめの未然防止について　１１
いじめの早期発見・相談について　１３
いじめを認知した場合の対応・指導について　１４
点検・評価・公表について　１６

５　家庭における取組　１７

６　地域における取組　１７

７　関係機関等との連携　１７

８　重大事態への対処　１８

９　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項　２３

～　はじめに　～

いじめは、決して許される行為ではありません。どの子どもにもいじめは起こり得ることであり、従来のいじめに対する考え方にとらわれることなく、いじめの実態把握に努め、様々な手法で対応していくことが大変重要なことであると考えます。

いじめを受け、苦しんでいる子どもがいたら、最後まで守り抜きます。また、いじめをしている子どもには毅然とした姿勢を崩さずに指導にあたり、生涯にわたって、いじめをしない人間の育成を目指していきます。学校内外を問わず、子どもたちの笑顔があふれ、決していじめを許さない『正義の風土』をつくりあげることは、私たち四街道市民の使命であると考えます。

そこで、四街道市は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定により、平成２７年３月３０日に四街道市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例第９条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「四街道市いじめ防止基本方針」（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定し、いじめの防止等の取組を市全体で進め、子ども達の健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指していきます。

１　いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身に付けることが、学校の内外を問わず「誰もがいじめの当事者となることがない環境を整える」ために必要である（条例第３条第１項）。また、それを実現できるための、規律ある学校環境、学校内外の相談体制等の環境を整えることが求められている。

これらのいじめの防止のための対策を実施する主体として、条例では、学校が中心となることを明示している（条例第３条第１項）。これは、学校が児童生徒を直接指導する立場であり、いじめが対人関係から発生することから、児童生徒が発達段階に応じて望ましい対人関係を築く力を養う役割が、学校に期待されているからである。保護者、関係機関等についても、各々が学校と協力し、または直接にいじめの防止等のための対策を実施する責務・役割がある。

また、条例には、児童生徒に対して、いじめを行ってはならないこと（条例第４条第１項）、いじめを認知しながら放置しないように努めること（条例第４条第２項）が示されている。「いじめを放置しない」ことについては、大人社会においても誤りや不正を認識しながらも、それを是正するために同僚等、集団の仲間に注意を与えることに困難を感じる場合があることから、多くの児童生徒にとっては、難しいことであると考えられ、それを踏まえた方策が必要である。

２　いじめの定義

（１）定義に基づくいじめの判断

いじめの定義については条例第２条により、法と同様の定義がなされている。

> （定義）
> 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
> ⑴　いじめ　児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
> （⑵～⑺　略）

また「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定、平成２９年３月１４日改定。以下「国方針」という。）によって以下のように記載されている。

ア　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

イ　いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

ウ　いじめられていても、本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ　いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）」を活用して行う。

オ　「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

カ　「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

キ　インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク　いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導

するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ　具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○ 金品をたかられる
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（２）留意点

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、１回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

（１）で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

３　四街道市における取組

いじめ防止等への組織的対策について

（１）いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）に関係する機関及び団体との連携を図るために「四街道市いじめ問題対策連絡協議会」（条例第１１条第１項　以下「連絡協議会」という。）を設置し、その機能を生かすことにより、本市におけるいじめ防止に向けた取組を推進する。

（２）市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は連絡協議会との連携の下に、市いじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うために、附属機関として「四街道市いじめ対策調査会」（条例第１１条第２項　以下「対策調査会」という。）を設置する。

市が実施すべき基本的事項について

（１）市は、この基本方針に具体的ないじめの防止等の対策を示し、計画的に実施した後、その成果を点検・評価し、必要に応じた改善策を実施する（ＰＤＣＡサイクル）ことで、具現化する。

（２）市は、市立学校の設置者として、市立学校のいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有するものであり、市立学校のいじめ防止対策組織の役割が適切に果たされているかどうか、各学校が点検・評価をするにあたって指導・助言を行う必要がある。

（３）市は、学校が行う学校評価及び教職員の人事評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、次の点に留意するよう指導・助言を行う必要がある。

〇学校評価においていじめの問題を取り扱う際は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの実態把握や組織的対応、教育相談体制の整備等が促されるよう、児童生徒や地域の実情を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況及び達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえて、その改善に取り組むようにする。

〇教職員の人事評価でいじめ問題について取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価するが、いじめの有

無やその多寡を評価するのではなく、日頃の児童生徒理解、未然防止や早期発見のための取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応や情報共有等について評価対象とする。教職員一人一人が、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

いじめの未然防止について

（１）いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談体制等についての広報や啓発を行うため、市立学校の保護者に啓発リーフレットを配付するとともに、市ホームページに関連記事を掲載する。いじめ問題への取組の重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進していく。

（２）人権教育及び道徳教育の一層の充実を図るため、教育委員会主催人権教育研修会及び道徳教育研修会を実施する。道徳教育については、指導主事による道徳科授業の参観を行い、指導・助言にあたる。

（３）インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進するため、教育委員会主催情報モラル教育研修会を実施し、教職員のネットトラブルに対する知識を高めるとともに、家庭への啓発を行い、学校と家庭の連携を深めながら、情報モラル教育を推進する。

（４）教育委員会青少年育成センター（以下「青少年育成センター」という。）を中心に、学校が実施するいじめの防止のための活動に対し、積極的に支援する。

（５）教育委員会主催いじめ防止に関する研修会を企画し、実施する。

（６）「命の教育」の推進に努める。

（７）「四街道市いじめ撲滅キャンペーン」を実施し、市をあげていじめ防止に取り組む。

いじめの早期発見・相談について

（１）いじめはどの子にも起こり得るという考えのもと、学校、保護者、家庭、市民、地域社会その他の関係者と組織的に連携・協働する体制を構築するなど対応の充実を図る。

（２）教育委員会によるいじめアンケートを実施し、実態の把握及び早期発見に努める。また、その結果を集約し必要に応じて、市立学校へ指導・助言を行う。

（３）青少年育成センターによる生徒指導体制や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による相談体制の充実に努め、市立学校の求めに応じて必要な措置を講じる。

（４）青少年育成センターが、いじめをはじめとする教育相談全般の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携を図る。青少年育成センターにいじめ相談フリーダイヤル及び相談専用電話を設置する。

（５）相談窓口について児童生徒、家庭にリーフレットの配付
により周知するとともに、市ホームページに掲載し、市民へ周知する。

（６）各学校からの「いじめ状況月例報告」を月毎に集計し、指導主事等による聞き取りを行い、必要に応じて指導・助言・支援を行う。

（７）関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

いじめを認知した場合の対応・指導について

（１）教育委員会は、学校からの報告等に基づき、青少年育成センターを中心として、当該学校等に対して、継続的に必要な指導・助言・支援を行う。

（２）教育委員会は、学校からの要請に応じて、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣を行い、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言が適切に行われるよう支援する。

（３）いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の充実を図る。

（４）教育委員会は、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずる。いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じる場合もある。

（５）関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

点検・評価・公表について

（１）市いじめ防止基本方針は、年度毎に点検を行い、必要に応じ見直し、市ホームページ等を活用して公開する。

（２）市のいじめの防止に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。

（３）教育委員会は、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を連絡協議会に提出し、点検・評価を受け、各種施策の改善に努める。

４　市立学校における取組

「学校いじめ防止基本方針」について

市立学校は、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針、市いじめ防止基本方針を参酌し、実情に応じて、学校いじめ防止基本方針を策定する。

学校いじめ防止基本方針策定の意義は、実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深め、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となることが挙げられる。

したがって、学校いじめ防止基本方針の策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見、早期対応の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間の学校教育活動全体を通じた当該組織の活動が具体的に記載されることが重要である。

策定された学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページに掲載するほか、入学時や年度始め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明する。

いじめ防止等の対策のための組織について

＜いじめ防止等の対策のための組織＞

いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、教職員等の間における情報の共有を図り、協力体制の構築を図る必要がある。

「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するため、学校いじめ対策組織を置く。具体的な役割等については、以下のとおりである。

（１）いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修の取組等に関する具体的な年間計画を作成し、その実行・検証・修正を行う。

（２）学校いじめ対策組織は、いじめ相談・通報を受け付ける窓口となり、いじめの疑いに関する情報や問題行動などの情報を収集・記録し、校内での共有を図る。

（３）いじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を推進する。

（４）いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定を行うとともに、保護者との連携を図る。

（５）学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについて点検し、必要に応じて見直しを行う。（ＰＤＣＡサイクル）

＜学校いじめ対策組織の構成＞

学校いじめ対策組織は、その役割が多岐にわたっているため、その構成は固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとすることが有効である。また、いじめ対策が、全教職員の共通理解の下に実効化されるよう、経験年数や校務分掌にかかわらず、担任をはじめすべての教職員が参画できるよう、人員配置の工夫が必要である。

学校が重大事態の調査を行う場合は、校内組織を母体としつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家等を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

以下に具体例を示す。

①学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事（生徒指導主任）、教務主任、学年主任、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者の代表等

②日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

校長、教頭、生徒指導主事（生徒指導主任）、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭等

③いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する教職員が加わる。）

校長、教頭、生徒指導主事（生徒指導主任）、主幹教諭、教務主任、当該組織の事務担当教員、関係学年主任、担任、教科担任、関係学年の教員、教育相談担当教員、養護教諭、その他必要に応じて、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

いじめの未然防止について

＜いじめ未然防止に関する基本的な方向性＞

（１）児童生徒にとって、自己有用感や自己存在感を持ち、自分に自信が持て、他者を認めることのできる人間の育成、すなわちいじめる子どもを生みださないことが、いじめの未然防止の原点であるとの認識の下、教育活動全般を通して指導にあたる。

（２）いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送れるとともに、学校教育目標の実現につながることから、積極的にいじめ防止指導に努める。

＜学校経営の位置づけ＞

（１）校長は「学校いじめ防止基本方針」を、教職員、児童生徒、保護者、地域住民等から幅広く意見を聴取し策定する。そして、基本方針の内容を十分に踏まえ、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図る。

（２）校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言等を行い、その上で「いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域住民等に説明する。

＜いじめ未然防止に関する指導等について＞

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

（１）教育活動全般を通じて、人権教育及び道徳教育の充実を図る。特に道徳教育については、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳授業の充実を図る。

（２）「大切な命ウィーク」、「命の教育講演会」などに計画的に取り組む。

（３）自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を、実態に応じて推進する。

（４）インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

（５）いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動がで

きる児童生徒を育成するための取組を推進する。

（６）自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。

（７）児童生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる取組を推進する。

（８）特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教職員が当該児童生徒の特性の理解を深めるために、必要に応じて、小学校においては保育所（園）・幼稚園と、中学校においては小学校と連携を図るよう努める。

〇発達障害を含む、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

〇海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

〇性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、学校として必要な対応を行う。

（９）定期的な教育相談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。

(10) 児童生徒の自己有用感を高めることがいじめを含めた問題行動の未然防止につながることから、生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開に努める。

(11) 過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童生徒のストレスを高めることがいじめを誘発する場合があることを認識し、適切に対応する。

＜いじめ未然防止に関する教職員の研修について＞

（１）いじめ防止等の教職員対象の校内研修を企画・実施する。

（２）児童生徒の心理や発達について理解を深める研修やそれらを踏まえた具体的な対応についての研修に取り組む。

（３）いじめ防止は、人権を守ることであること、また、教職員の不適切な発言（差別的発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを認識し、教職員一人一人の人権意識を高めるような取組を推進する。

＜四街道市独自の取組について＞

（１）「命の教育」の全体計画を作成し、年間を通じて自他ともに命を大切にする教育に努める。年度末には成果と課題をまとめ、次年度の計画に反映させる。

（２）「四街道市いじめ撲滅キャンペーン」の期間には、実態を踏まえた効果的な活動を行い、意識の高揚に努める。

いじめの早期発見・相談について

（１）いじめはどの子にも起こり得るという認識のもと、早期発見・早期対応の充実を図る。

（２）日頃より、児童生徒の様子に目配りし、小さな変化や危険信号を見逃さず、対処する。

（３）児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努める。また、いじめの情報を教職員に報告した児童生徒が、不利益な立場になることなく、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する必要がある。

（４）いじめの早期発見のために、教育委員会によるいじめアンケート等、定期的な調査を実施するとともに、実態に応じて、教育相談週間等を設定して個人面談等を実施し、児童生徒一人一人と丁寧に向き合い、早期発見に努める。なお、アンケート用紙については、教育委員会の定める期間、適切に保存・管理する。

（５）いじめについて相談したり、通報したりする窓口を設ける。
（６）在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をする。認知したいじめについては、「いじめ状況月例報告」により教育委員会へ報告する。
（７）いじめがあった場合の子どもの様子の変化の特徴を保護者に示し、心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに、保護者との連絡方法についても明確に示すようにする。
（８）関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

いじめを認知した場合の対応・指導について

（１）いじめの発見・通報を受けた場合には、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて学校いじめ対策組織に報告・相談し、速やかに組織的に対応する。
（２）報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておくようにする。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、一定期間保存する。
（３）学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
（４）いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアを開始する。
（５）学校の定めた方針等に沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聴き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
（６）いじめが認知された場合には、学校いじめ対策組織は被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
（７）適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安

心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。

（８）いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害児童生徒や保護者に対する支援及び加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。

（９）加害児童生徒については、状況によっては、被害児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、被害児童生徒のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

(10) 校長及び教職員は、加害児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、懲戒を加える場合がある。

(11) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。また、関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

(12) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意する。

（国基本方針より抜粋）
①いじめに係る行為が止んでいること
　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(13) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を続ける。特に被害児童生徒については、回復の状況を見ながら、折に触れ、必要な支援を

行うことが大切である。

(14) 学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(15) いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童生徒への不登校対策の充実に取り組む。

(16) いじめ事案の解決においては、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対する指導についても組織的に取り組む。

(17) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

点検・評価・公表について

（１）学校いじめ防止基本方針は、年度毎に点検を行い、必要に応じ見直し、各学校のホームページ等を通じて公開する。

（２）いじめ防止に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。

（３）学校いじめ防止基本方針に示された具体的な取組の実施状況について、学校評価の評価項目に設定するとともに、評価結果を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルに基づいて、取組の改善を図る。

５　家庭における取組

（１）子どもたちへの教育の第一義的責任を有する保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、自己有用感を持たせるとともに規範意識を養うための教育、他者を思いやる心を育むなどその他必要な教育を行うよう努める。

（２）いじめを受けている児童生徒は、保護者に心配をかけたくない等の思いから、いじめを受けていることを隠すことにより、いじめの認知が難しい場合があることを踏まえ、保護者は、日頃から子どもの様子や変化に気を配るよう努める。いじめを発見し、または、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

（３）保護者及び家庭は、市や学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

（４）いじめ防止は命と人権を守ることであることを、保護者及び家族全員が認識し、子どもの人格を尊重するよう努める。

６　地域における取組

（１）地域住民が協力し、子どもを地域全体で育てるという風土の醸成に努める。

（２）いじめは校外においても行われることもあり、近隣の児童生徒はもちろん、登下校時中の様子など、地域として児童生徒を見守る取組を推進する。

（３）いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校、その他の関係者に情報を提供するよう努める。

（４）学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

（５）学校支援地域本部事業等の活動を通して、学校支援ボランティア等もいじめを許さない姿勢を持ち、学校の取組を支援する。

７　関係機関等との連携

（１）児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う関係機関等においても、いじめ防止等のための取組を推進する。

（２）学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

（３）警察、児童相談所、医療機関等の関係機関は、教育委員会及び学校と日頃より情報を共有する体制を築く。

８　重大事態への対処

重大事態については、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版　文部科学省）、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月 文部科学省） により適切に対応する。

教育委員会または市立学校による調査

（１）重大事態とは（法及び国基本方針から要約）

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等に当たる。

（２）重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一

貫した組織的対応を行う。

↓

学校は、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断する。判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

↓

重大事態と認められる場合、学校は、教育委員会に電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。（いじめの重大事態を認知した場合の報告）

↓

教育委員会は、市長にいじめの重大事態の認知に係る報告を行うとともに、北総教育事務所を通じて、県教育委員会に情報提供を行う。また、対策調査会にも報告を行い、対応についての助言を受ける。助言をもとに、指導主事やスクールカウンセラー等を学校に派遣し、対応について指導・支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

（３）調査の主体等の決定

重大事態への対処は、教育委員会または学校に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

教育委員会は、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

当該いじめ事案の被害児童生徒や保護者が当初から学校の対応に不信感を持っている場合や、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この場合でも、学校は被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提出等、組織的な対応が必要なため、学校いじめ対策組織を活用した対応を継続する。

【調査組織】

１）学校が調査主体の場合

学校いじめ対策組織を母体として、専門的な知識及び経験を有し、

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えた調査組織を設置する。

２）教育委員会が調査主体の場合

「対策調査会」を調査組織とする。

（４）調査について

調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

また、調査等における資料について、調査を担当する組織自らが収集することも想定されるが、実際には、学校から提出されるものの検討が大きな比重を占めることになる。その際、学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のことであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではないかと疑念を持たれるような対応は、避けるべきである。

なお、児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

（５）調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び教育委員会が確認する。学校が調査主体の場合は、対策調査会が、調査が適切であるかどうか審査を行うとともに、いじめ防止対策等について学校への助言を行う。

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。

なお、いじめを行った児童生徒及び保護者にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、

いじめを受けた児童生徒及び保護者への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

↓

調査結果を、文書により報告する。（いじめの重大事態の調査結果の報告）

学校→教育委員会→市長

※教育委員会が調査を実施する主体となった場合は、教育委員会が起点となる。

いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

↓

教育委員会は、北総教育事務所を通じて、県教育委員会に情報提供をする。

（６）関係機関等との連携

いじめの重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所等関係機関との連携を図りながら対応する。

調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（１）再調査

教育委員会からの調査報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態発生を防止するため必要があると認めるときは、「四街道市いじめ重大事態再調査会」を置き、再調査を行う。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。

重大事態が市外で発生している場合

市内在住で市外の学校に通っている児童生徒がいじめの被害者となっているなど、重大事態が市外で起こっている場合には、市は、当該市町村、学校その他の関係者に対し、通報、協力の要請及び情報提供等を行い、迅速かつ適切に対処されるよう努める。

９　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（１）調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、教育委員会の定める文書の保存に関する規則に従い適切に保存・管理する。

（２）教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないよう、各学校、教育委員会は、業務を点検し、事務の効率化に努める。